

# 一般社団法人ワールドスケートジャパン 役員候補者選考委員会規程

## (目的)

第1条 本規程は、一般社団法人ワールドスケートジャパン（以下「本連盟」という。）の定款第5章および役員選任規程第6条の規定に基づき、役員候補者選考に関する必要な事項について定める。

## (任務)

第2条 役員候補者選考委員会（以下「委員会」という。）は、役員選任規程に基づき、役員改選に伴う理事・監事の候補者を選考し、理事会に答申するものとする。

## (委員)

第3条 委員会に、次の委員を置く。

(1) 委員長 1名

(2) 委員 4名～10名

2 委員は、理事、監事、事務局及び外部有識者等のうちから代表理事が委嘱する。ただし、現職の理事（外部理事を含む）は半数未満とする。

3 委員長は、委員の互選で選出する。

4 委員の任期は、委嘱された日から役員改選の当該理事会が終了した日までとする。

## (招集)

第4条 委員会は、委員長が招集して、その議長となる。

2 委員長に事故がある場合は、あらかじめ委員長により指名された委員が議長となる。

## (議決)

第5条 委員会は、委員の過半数の出席（オンラインの参加を含む）をもって成立する。

2 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

3 委員自身が選考の対象となる場合は、一時選考会から退席し残る委員で審議するものとする。

4 委員会の決定事項は、理事会に答申し、承認を得るものとする。

5 リモート会議の開催及び議決をすることができる。

## (議事録)

第6条 委員会は、議事終了後速やかに議事録を作成し、委員長および出席者の代表1名が署名の上、理事会に報告する。ただし、電子的な報告によることもできる。

## (改廃)

第7条 この規程の改廃は、理事会の決議による。

附 則

この規程は、2024年11月2日から施行する。